

平成二十六年法務省令第三十七号

平成二十六年法務省令第三十七号  
出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令を次のように定める。

**第一条** 出入国管理及び難民認定法（以下「法」という。）別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号の基準は、同号に掲げる活動を行う外国人が、法第三章第一節若しくは第二節の規定による上陸許可の証印若しくは許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）、法第四章第二節の規定による許可、法第五十条第一項の規定による許可（在留資格の決定を伴うものに限る。）又は法第六十一条の二の五第一項の規定による許可（以下「第一号許可等」という。）を受ける時点において、特別高度人材（特に高度の専門的な能力を有する人材として別に法務省令で定める基準に適合する者をいう。以下同じ。）であること又は次の各号のいずれかに該当することとする。

一 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イに掲げる活動を行う外国人であつて、当該時点における当該外国人の年齢が三十歳未満のときは同項のイからトまで、三十歳以上三十五歳未満のときは同項のイからハまで、三十五歳以上四十歳未満のときは同項のイからホまで、四十歳以上のときは同項のイからハまでに掲げる基準）に応じ、同表の下欄に掲げる点数を合計したものが七十点以上であること。

イ 博士の学位を有していること。  
ロ 修士の学位又は専門職学位（学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位をいい、外国において授与されたこれに相当する学位を含む。以下同じ。）を有していること（イに該当する場合を除く。）。

ハ 大学を卒業し又はこれと同等以上の教育を受けたこと（イ又はロに該当する場合を除く。）。

二 複数の分野において博士若しくは修士の学位又は専門職学位を有していること。

イ 従事する研究、研究の指導又は教育について七年以上の実務経験があること。

ロ 従事する研究、研究の指導又は教育について五年以上七年未満の実務経験があること。

ハ 従事する研究、研究の指導又は教育について三年以上五年未満の実務経験があること。

イ 契約機関（契約の相手方である本邦の公私機関をいう。以下同じ。）及び外国所属機関（外国の公私機関の職員が当該機関から転勤して契約機関に受け入れられる場合における当該外国の公私機関をいう。以下この号、次号及び次条第一項第一号ロにおいて同じ。）から受ける報酬の年額の合計が千円以上であること。

ロ 契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が九百万円以上千万円未満であること。

イ 契約機関（契約の相手方である本邦の公私機関をいう。以下同じ。）及び

外国所属機関（外国の公私機関の職員が当該機関から転勤して契約機関に受け入れられる場合における当該外国の公私機関をいう。以下この号、次号及び次条第一項第一号ロにおいて同じ。）から受ける報酬の年額の合計が八百万円以上九百円未満であること。

ロ 契約機関及び外国所属機関から受ける報酬の年額の合計が九百万円以上千万円未満であること。

イ 契約機関（契約の相手方である本邦の公私機関をいう。以下同じ。）及び

外国所属機関（外国の公私機関の職員が当該機関から転勤して契約機関に受け入れられる場合における当該外国の公私機関をいう。以下この号、次号及び次条第一項第一号ロにおいて同じ。）から受ける報酬の年額の合計が八百万円以上九百円未満であること。



		算 加 別 特																					
(2)	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)以下「基準省令」という。の技術・人文知識・国際業務の項の下欄第一号ただし書の規定に基づき法務大臣が告示をもつて定める情報処理技術に関する試験のうち、二以上に合格したこと。	(3)	基準省令の技術・人文知識・国際業務の項の下欄第一号ただし書の規定に基づき法務大臣が告示をもつて定める情報処理技術に関する資格のうち、二以上を有していること。	□ 次の(1)から(3)までのうち二以上に該当すること(イに該当する場合を除く)。	(1)	従事する業務に関連する我が国の国家資格を有していること。	(2)	基準省令の技術・人文知識・国際業務の項の下欄第一号ただし書の規定に基づき法務大臣が告示をもつて定める情報処理技術に関する試験に合格したこと。	(3)	基準省令の技術・人文知識・国際業務の項の下欄第一号ただし書の規定に基づき法務大臣が告示をもつて定める情報処理技術に関する資格を有していること。													
ハ	ロの(1)から(3)までのいずれかに該当すること(イ又はロに該当する場合を除く)。	ハ	ロの(1)から(3)までのいずれかに該当すること(イ又はロに該当する場合を除く)。	ハ	ロの(1)から(3)までのいずれかに該当すること(イ又はロに該当する場合を除く)。	イ	契約機関が中小企業者であつて、かつ、イノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもつて定める法律の規定に基づく認定等を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であつてイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもつて定めるものを受けていること。	ロ	契約機関がイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもつて定める法律の規定に基づく認定等を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であつてイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもつて定めるものを受けていること。	ハ	申請等の日の属する事業年度の前事業年度において契約機関(中小企業者に限る)に係る試験研究費等比率が百分の三を超えること。	二	従事する業務に関連する外國の資格、表彰その他高度な専門知識、能力又は経験を有していることを証明するものであつて、イノベーションの創出の促進に資するものとして関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認めるもの(この表の研究実績及び資格の項に該当するものを除く)があること。	ホ	本邦の大学を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。	ヘ	日本語を専攻して外国の大学を卒業し、又は日常的な場面で使われる日本語に加え、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること。	ト	日常的な場面で使われる日本語を理解することができるほか、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語をある程度理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること(ホ又はヘに該当する場合を除く)。	チ	将来において成長発展が期待される分野の先端的な事業として関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認める事業を担うものであること。	リ	関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が告示をもつて定める大学を卒業し、又はその大学の大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。

収 年		歴 職		学 項		目 項			
十	十	十	五 十	五	五	十	十二	五 十 二	数 点
五	十	十	五	十	十	十	十二	五	十
万円未満であること。									

三 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ハに掲げる活動を行う外国人であつて、次の表の上欄に掲げる項目に係る同表の中欄に掲げる基準に応じ、同表の下欄に掲げる点数を合計したものが七十点以上であり、かつ、活動機関(法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号ハに掲げる活動を行う本邦の公私機関をいう。以下同じ。)及び外国所属機関(国外の公私の機関の職員が当該機関から転勤して活動機関に受け入れられる場合における当該国外の公私の機関をいう。以下この号及び次条第一項第一号ハにおいて同じ。)から受けける報酬の年額の合計が三百万円以上であること。

ハ 契約機関が、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な経費に関する補助金の交付その他これに準ずる方法による支援であつて、当該地方公共団体における高度人材外国人の受入法務大臣が告示をもつて定める業務に従事すること。

チ 金融の機能の強化に資するものとして関係行政機関の長の意見を聴いた上で、法務大臣が告示をもつて定める業務に従事すること。

リ 国又は國から委託を受けた機関が実施する研修であつて、法務大臣が告示をもつて定めるものを修了したこと(本邦の大学又は大学院の授業を利用して行われる研修にあつては、ホに該当する場合を除く)。

ホ 契約機関が、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために必要な経費に関する補助金の交付その他これに準ずる方法による支援であつて、当該地方公共団体における高度人材外国人の受入法務大臣が告示をもつて定める業務に従事すること。

										位地
特算別加算										
イ 活動機関の代表取締役、代表執行役又は業務を執行する社員（代表権を有する者に限る。）として当該機関の事業の経営又は管理に従事すること。	十	五	五	五	五	五	五	五	五	十
ロ 活動機関の取締役、執行役又は業務を執行する社員として当該機関の事業の経営又は管理に従事すること（イに該当する場合を除く。）。	二	十	五	十	五	十	五	十	五	二十
ハ 活動機関が中小企業者であつて、かつ、イノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもつて定める法律の規定に基づく認定等を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であつてイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもつて定めるものを受けていること。	二	十	五	十	五	十	五	十	五	二十
ロ 活動機関がイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもつて定める法律の規定に基づく認定等を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であつてイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもつて定めるものを受けていること。	二	十	五	十	五	十	五	十	五	二十
ハ 申請等の日の属する事業年度の前事業年度において活動機関（中小企業者に限る。）に係る試験研究費等比率が百分の二三を超えること。	二	十	五	十	五	十	五	十	五	二十
ニ 従事する業務に関連する外国の資格、表彰その他高度な専門知識、能力又は経験を有していることを証明するものであつて、イノベーションの創出の促進に資するものとして関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認めるものがあること。	二	十	五	十	五	十	五	十	五	二十
ホ 本邦の大学を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。	二	十	五	十	五	十	五	十	五	二十
ヘ 日本語を専攻して外国の大学を卒業し、又は日常的な場面で使われる日本語に加え、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること。	二	十	五	十	五	十	五	十	五	二十
ト 日常的な場面で使われる日本語を理解することができるほか、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を有していることを試験により証明されていること（ホ又はヘに該当する場合を除く。）。	二	十	五	十	五	十	五	十	五	二十
チ 将来において成長発展が期待される分野の先端的な事業として関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認める事業を担うものであること。	二	十	五	十	五	十	五	十	五	二十
リ 関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が告示をもつて定める大学を卒業し、又はその大学の大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。	二	十	五	十	五	十	五	十	五	二十
ヌ 国又は国から委託を受けた機関が実施する研修であつて、法務大臣が告示をもつて定めるものを修了したこと（本邦の大学又は大学院の授業を利用して行われる研修にあっては、ホに該当する場合を除く。）。	二	十	五	十	五	十	五	十	五	二十
ル 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行う場合には、当該事業に自ら一億円以上を投資していること。	二	十	五	十	五	十	五	十	五	二十
ヲ 金融の機能の強化に資するものとして関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が告示をもつて定める業務に従事すること。	二	十	五	十	五	十	五	十	五	二十
ワ 活動機関が、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために地方公共団体からの必要な経費に関する補助金の交付その他これに準ずる方法による支援であつて、当該地方公共団体における高度人材外国人の受け入れを促進するものであると法務大臣が認めるものを受けていること。	二	十	五	十	五	十	五	十	五	二十
法第六条第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二条の二第二項（法第二十二条の三において準用する場合を含む。）又は第五十条第二項の規定による申請の時点において特別高度人材である者又は前項各号のいずれかに該当する者は、当該申請に係る第一号許可等を受ける時点においてそれぞれ特別高度人材である者又は当該各号に該当する者とみなす。	二	十	五	十	五	十	五	十	五	二十

**第二条** 法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第二号の基準は、同号に掲げる活動を行いうる者に限る。として当該機関の事業の経営又は管理に従事すること。

ロ 活動機関の取締役、執行役又は業務を執行する社員として当該機関の事業の経営又は管理に従事すること（イに該当する場合を除く。）。

イ 活動機関が中小企業者であつて、かつ、イノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもつて定める法律の規定に基づく認定等を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であつてイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもつて定めるものを受けていること。

ロ 活動機関がイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもつて定める法律の規定に基づく認定等を受けていること又は補助金の交付その他の支援措置であつてイノベーションの創出の促進に資するものとして法務大臣が告示をもつて定めるものを受けていること。

ハ 申請等の日の属する事業年度の前事業年度において活動機関（中小企業者に限る。）に係る試験研究費等比率が百分の二三を超えること。

ニ 従事する業務に関連する外国の資格、表彰その他高度な専門知識、能力又は経験を有していることを証明するものであつて、イノベーションの創出の促進に資するものとして関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認めるものがあること。

ホ 本邦の大学を卒業し又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。

ヘ 日本語を専攻して外国の大学を卒業し、又は日常的な場面で使われる日本語に加え、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を理解することができる能力を有していることを試験により証明されていること。

ト 日常的な場面で使われる日本語を理解することができるほか、論理的にやや複雑な日本語を含む幅広い場面で使われる日本語を有していることを試験により証明されていること（ホ又はヘに該当する場合を除く。）。

チ 将来において成長発展が期待される分野の先端的な事業として関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が認める事業を担うものであること。

リ 関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が告示をもつて定める大学を卒業し、又はその大学の大学院の課程を修了して学位を授与されたこと。

ヌ 国又は国から委託を受けた機関が実施する研修であつて、法務大臣が告示をもつて定めるものを修了したこと（本邦の大学又は大学院の授業を利用して行われる研修にあっては、ホに該当する場合を除く。）。

ル 本邦の公私の機関において貿易その他の事業の経営を行う場合には、当該事業に自ら一億円以上を投資していること。

ヲ 金融の機能の強化に資するものとして関係行政機関の長の意見を聴いた上で法務大臣が告示をもつて定める業務に従事すること。

ワ 活動機関が、産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図るために地方公共団体からの必要な経費に関する補助金の交付その他これに準ずる方法による支援であつて、当該地方公共団体における高度人材外国人の受け入れを促進するものであると法務大臣が認めるものを受けていること。

**第二条** この省令の施行の日前又はこの省令の施行の日以後に出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十四号。以下「改正法」という。）による改正前の出入国管理及び難民認定法（以下「旧法」という。）別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動のうち次の各号に掲げるものを行う者としての同表の上欄の在留資格をもつて本邦に在留していた外国人は、第一条第一項第一号に適用については、それぞれ当該各号に掲げる者とみなす。

一 改正法附則第三条第五項第一号に掲げる活動、高度専門職の在留資格（法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄第一号イに係るものに限る。）をもつて本邦に在留していた外国人

二 改正法附則第三条第五項第二号に掲げる活動 高度専門職の在留資格（法別表第一の二）の表の高度専門職の項の下欄第一号に係るものに限る。）をもつて本邦に在留していた外国人 第三条 改正法附則第三条第五項第三号に掲げる活動 高度専門職の在留資格（法別表第一の二）の表の高度専門職の項の下欄第一号ハに係るものに限る。）をもつて本邦に在留していた外国人の高度専門職の項の下欄第一号ハに係るものに限る。）をもつて本邦に在留していた外国人 第三条 この省令の施行の日前又はこの省令の施行の日以後に旧法別表第一の五の表の下欄（ニに係る部分に限る。）に掲げる活動のうち改正法附則第三条第五項各号に掲げるものを行う者としての同表の上欄の在留資格をもつて本邦に在留していた外国人に対する第二条第一項第一号の適用については、当該在留資格をもつて本邦に在留して当該各号に掲げる活動を行っていた期間を算入するものとする。

第四条 改正法附則第四条の規定による右資格認定期日證明書(法第七条の二に規定する證明書をし  
う。)の交付については、この省令の施行の日前においても、第一条の規定を適用する。

この省令は、公布の日から施行する。

附 費（平成二九年七月三一日法務省令第二九号）

附則（平成三年一月一日法務省令第一号）

この省令は、研究開発システムの改革の推進等によ

この省令は、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十四号）の施行の日から施行する。

附 費(令和三年十月三〇日滋賀県令第三十號)

附則（令和五年三月二九日法務省令第八号）

(施行期日)

（怪異）

法務省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定す

法務省関係国家戦略特別区域法第二十六条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める命令を廃止する命令（令和五年内閣府・法務省令第一号）附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされた申請についての処分については、この省令による改正後の出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄の基準を定める省令第一条第一号の表の特別加算の項のル、同条第二号の表の特別加算の項のヲ及び同条第三号の表の特別加算の項のワの規定は、適用しない。

**附則**（令和五年四月一四日法務省令第二四号）  
二の省令は、令和五年四月二十一日から施行する。

附則（令和六年五月二九日法務省令第三七号）抄

(旅行期日)

**第一条** この省令は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和六年六月十日）から施行する。